

# 東京地裁知財部調査官の 業務内容

首席審判長 阿部 寛

# 1 はじめに

平成14年4月から平成17年3月までの3年間にわたり、 東京地方裁判所調査官として裁判所に勤務する機会が ありましたので、その時の経験、感想を少し紹介します。 ただし、もう4年以上前のことになるので、少々記憶違 いがあるかもしれませんが、その点はご容赦願います。

私が、東京地裁に行った当時は、訴えが提起されてか ら判決が出されるまで、かなりのスピードアップが図ら れていて (1年程度で判決が出されていたように記憶し ています。)、滞貨はそれほどありませんでしたが、新受 件数は、現在よりもかなり多かったと思います。そのた めか、東京地裁知財部は、平成16年4月から、それま で3か部(民事29部、46部、47部)であったのが、1か 部(40部)増えて4か部体制となりました。裁判官は増 員されたものの、調査官は7名のままだったので、仕事 はかなり忙しかったことを覚えています。

東京地裁知財部は、特許権(実用新案権含む)、商標権、 意匠権の他に、著作権、不正競争防止法関連の訴訟事件 を主に扱っていて、その他は、職務発明における対価請 求事件等を扱っています。職務発明における対価請求事 件では、中村氏の青色発光ダイオード事件の200億円判 決のときは大騒ぎでした。

それでは、最初に、裁判所調査官について紹介します (以下は、平成14年4月~平成17年3月当時施行されて いた法律に基づいています)。

# 2 裁判所調査官とは

裁判所調査官は、裁判所法57条に定められている常 勤の裁判所職員です。

裁判所に知財関係の裁判所調査官が配置されたのは、 東京高裁が昭和24年、東京地裁が昭和41年、大阪地裁 が昭和43年からで、現在、東京高裁(知財高裁)に11名、 東京地裁に7名、大阪高裁、地裁に3名の調査官が配属 されています。当初、裁判所調査官は、特許庁審判官の 経験者のみで構成されていましたが、東京高裁(知財高 裁)では、平成14年4月から、東京地裁では、平成15 年4月から、特許庁審判官の経験者と弁理士とで構成さ れるようになりました (東京地裁では、杉村純子弁理士 が調査官として配属されました。)。専門分野としての内 訳は、機械3名、電気、化学それぞれ2名となっています。

裁判所調査官の職務は、自然科学及び特許法等に関す る専門的知識を用いて、裁判官の指示により知的財産権 関係の審理及び裁判に関して必要な調査を行い、裁判官 を補佐するということになっています。

なお、平成17年4月1日より施行された改正法では、 裁判所調査官の権限の拡大・明確化を目的として次のよ うに規定が改正されています。

#### (1)裁判所法57条2項関係

「工業所有権又は租税に関する事件 | を 「知的財産又

は租税に関する事件 | と規定し、裁判官の命を受けて調 査を行うことに加えて、「他の法律に定める事務をつか さどる を規定した。

### (2) 民事訴訟法92条の8関係

裁判所調査官についての具体的権限を次のように規定 した。

- ア 口頭弁論の期日等において当事者に対する発問又 は立証の促し(1号)
- イ 証拠調べの期日において証人等に対する発問(2号)
- ウ 和解期日において専門的知見に基づく説明(3号)
- エ 裁判官に対する参考意見の陳述 (4号)

#### (3) 民事訴訟法92条の9関係

権限の拡大にともなう中立性を制限的に保証するた め、裁判官の除籍及び忌避に関する規定を準用。

裁判所調査官については、以上のとおりですが、具体 的にどのような業務を行っているかについては、以下順 を追って紹介します。

## 3 東京地裁の裁判所調査官の業務

#### (1) 事件の担当について

事件(基本的には、特許権、実用新案権のみです。)が 調査官室にあがってくると、調査官室室長が、専門性等 を考慮して各事件を各調査官に割り振ります。事件の内 容は、種々雑多で多岐に亘っているため、事件によって は、室長は、誰に割り振るか悩むところですが、幸い、 調査官は、難件ほど担当したいと思っているので、担当 は結構スムーズに決まります。

## (2) 裁判所調査官の具体的業務について

東京地裁知財部では、調査官は、第1回口頭弁論にお いて、法廷に出ることになっています。裁判官が使用す る法廷の裏側のエレベータを使用し、法廷の後ろ側のド アから入っていきます。この時は注意が必要です。法廷 の後ろ側の中央のドアから入ることは厳禁です。ある調

査官が誤って中央のドアから入ったとき、法廷内の人が 全員起立し、あわててそのドアから外に出たという伝説 が残っています。中央のドアから入ると、そこは、裁判 官席となっています。調査官は、あくまでも、左右のド アから入らなければなりません。

事件が、特許権、実用新案権の場合は、第1回の口頭 弁論のあとは、準備手続室での準備手続となります。例 外的に、法廷で行うこともあります(ある有名な弁護士 は、必ず、法廷で行うよう主張します。)。調査官は、基 本的には、準備手続には同席しません。

準備手続が何回か行われ、双方の主張が出尽くした 時、主任裁判官から調査報告の依頼がきます。通常は、 「何月何日に調査報告をお願いします。」という形で依頼 が来ます。普通は、1ヶ月から1ヶ月半先の日にちが設 定されます。調査官は、複数の事件を抱えているので、 依頼された事件を同時に複数抱える場合もあります。そ の時は、土日を返上して期限までに仕上げることになり ます。調査報告を仕上げるには、私の場合、通常、2週 間かかっていました。また、私がいた当時は、調査報告 を作成するにあたっては、必ず、複数の調査官と協議を することにしていました。協議をすることによって、調 査官の頭の整理ができるし、また、明確であると思って いたところでも誤解をしていたと気づかされる場合も あり、調査報告が質の良いものになっていたのではない かと考えています。

調査報告のフォーマットは決まっていません。どの様 な形で報告するかは、調査官が自由に決めることになっ ていました。したがって、前任者の調査報告を参考に、 自分の形を決めていくことになります。私の場合は、次 の形式で報告書を作成していました。

- ア 特許権の経緯について
- イ 本件特許発明について
- ウ 被告物件(イ号物件)について
- エ 当事者の主張について(争点整理)
- オ 見解(争点についての調査官の見解)
- (ア) 属否について(文言侵害、均等論、間接侵害)
- (イ) 明らか無効 (当時は、富士通半導体事件の最高 裁判決、現在は特許法104条の3)
- (ウ) 先使用等

調査報告書は、調査報告日の2日前までに、3部提出 します。

#### (3) 調査報告について

調査報告は、調査報告書にしたがって、裁判長、陪席 裁判官、主任裁判官に行います。時間は、だいたい2時 間程度ですが、長いときには4時間程度かかる場合もあ ります。

調査報告にあたって一番重要なことは、結論に至る 理由を論理的に説明することです。これはなかなか難 しく、最初は苦労しました。他の調査官と協議を重ね ることによって、論理が整理され、明確になっていき ました。論理的な説明ができていれば、どのような複 雑な発明が対象であっても、裁判官は理解してくれま す。

調査報告の場の雰囲気は、各部によって全く異なりま す。これは、裁判長の個性の違いが直接影響しています。 調査報告が、冗長で要領を得ないものであると、こっく りこっくりと居眠りをされる場合もあります。このよう なことにならないよう調査官は皆努力しました。調査報 告では、調査官はかなり鍛えられたのではないかと思っ ています。

調査報告を行っている最中に、裁判官同士で議論にな ることがあります。その場合は、若手の裁判官でも裁判 長に対して自分の意見をはっきりと主張します。裁判長 と全く反対の意見でも堂々と主張します。そして、各裁 判長、裁判官はそのような意見を良く聞きます。これに は、勉強させられました。特許庁の審判の合議体におい ても、常にそのようであるべきと思いました。

また、ある部では、お茶やお菓子を出してくれる場合 もありました。調査報告が長時間かかる場合、調査官は しゃべりっぱなしとなるので、ほっとしたものでした。

# (4) 東京地裁知財部以外の裁判所からの調査依頼につ いて

現在は、特許権、実用新案権の事件に関しては、東京 地裁と大阪地裁が専属管轄になっていますが、私が東京 地裁に在籍していた当時は、各地方裁判所でも特許権等 の侵害訴訟を取り扱っていました。

その時は、名古屋より東(北海道)までの地方裁判所、

高等裁判所からの調査依頼は東京地方裁判所の調査官 が担当し、それ以外の西の裁判所からの調査依頼は大 阪地方裁判所の調査官が担当することになっていまし た。

特に、名古屋地方裁判所からの調査依頼が多く、私自 身、名古屋には5回ほど出張しました。その時は、名古 屋地方裁判所の調査官(3ヶ月ほどですが)としての辞 令がでます。

名古屋地方裁判所では、調査報告が終わった後、名古 屋の現状、特許庁の現状等について、必ず、意見交換し ていました。非常にフレンドリーに接していただいて、 楽しい思い出となっています。

各地方裁判所への調査報告については、調査報告書を 送るだけで、出張しない場合も多々ありました。

また、東京地裁の一般民事部からの調査依頼 (特許権 侵害ではないのですが、特許権がらみの事件について) もたまにありました。

## 4 その他

裁判官の研修のお手伝いをすることもありました。裁 判官になって、3年目の方が対象だったと思いますが、 毎年3月に、埼玉県和光市にある司法研修所で2週間程 度行われていました。平成14年度から、知財コースと いうのが初めて設けられ、その最後に事例研究という科 目があり、部総括判事(裁判長)、弁護士と調査官3人 で担当することになっていました。1年目は、司法研修 所もはじめてで、そもそも、何をしたらいいのか全く分 からず、部総括判事のそばに座って、冷や汗をかいてい ました。3年目になると、様子もわかってきてそれなり にお手伝いができたのではないかと思っていますが、と にかく、精神的につかれる研修でした。

また、調査官室には、いろいろな方が訪れてこられま した。司法修習生は、3ヶ月に1回訪れます。そのときは、 調査官の仕事等を簡単に紹介することになっていまし た。中国から、裁判官が訪問されたこともあります。調 査官制度に関心があったようで、調査官には、どの様な 人がなっているのか等々、非常にたくさんの質問をされ たことを覚えています。この裁判官は、非常に若い方で (30~40歳くらいだと思いますが。)、知財関係の判決 をすべてチェックして指導していると言っていたのが印 象的でした。

# 5 おわりに

以上、簡単ですが、調査官の業務内容を紹介しました。 当時、事件も多く、知財部は、いかに迅速に結論を出 すかに努力していました。また、注目される判決(200 億円判決等) も多く、よく、テレビのニュースにも取り 上げられていました。そのせいか、東京地裁知財部は、 熱気がありました。隣には、破産部があったのですが、 訪れる人の印象は全く異なるものでした。

調査官室は、平成15年4月に、杉村純子弁理士を調 査官として迎え、今までのアカデミックさに加え、華や かさと、明るさと、活動的な雰囲気となりました。調査 官室は、当時、裁判所の13階の角にあって、5月、6月 頃は、非常に暑かったのですが、そのような環境の中で も、調査官室で夜遅くまで仕事をしていた時の幽霊騒動 の話をしつつ、涼しい環境を提供してくれたのも、杉村 氏でした。

特許権を侵害訴訟の場から見るという経験は、非常に 勉強になりました。特許庁の審査、審判の場では、拒絶 査定の信頼性が主に気になっていたところですが、特許 の権利としての確実性、信頼性の重要さを再認識させら れたところです。また、特許に至る審査の課程は重要で、 また、参考文献として提示している文献も、技術水準を 把握する上で、重要な役割を果たしていることを認識さ せられました。

この3年間は、かなり忙しく、土日を返上して仕事を することが多々あり、また、そのような中で、裁判官や 書記官の方々とコミュニケーションを図り、また、自己 研鑚を積んでいました。今振り返ると、ずっしりと重い 3年間であったという思いです。